



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)
号外 第 50 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

教委規則

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	1
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	(")	1
教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	(")	3

教育長訓令

教育事務決裁規程の一部改正	(教育庁総務課)	3
教育財産の管理等に関する規程の一部改正	(教育施設課)	4

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第 6 号

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則(昭和36年島根県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第75条の 2 を削る。

別表第 1 中

高校教育課 全国高等学校総合文化祭推進室 義務教育課	島教高 島教高文 島教義	を	高校教育課 義務教育課	島教高 島教義	に、
----------------------------------	--------------------	---	----------------	------------	----

「

益田高等学校 益田工業高等学校 益田産業高等学校 益田翔陽高等学校	益高 益工高 益産高 益翔高	を	益田高等学校 益田翔陽高等学校	益高 益翔高	に改める。
--	-------------------------	---	--------------------	-----------	-------

」

別表第 3 室長印の項を削る。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第 7 号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表総務課の項中「総務広報グループ」の次に「、人事法令グループ」を加え、同表高校教育課の項中「高等学校指導グループ」の次に「、産学連携スタッフ、新設高校開校準備スタッフ」を加え、同表全国高等学校総合文化祭推進室の項を削り、同表生涯学習課の項中「青少年スタッフ」の次に「、芸術文化スタッフ」を加え、同条第2項の表文化財課の項中「世界遺産登録推進室」を「世界遺産室」に改める。

第7条の表総務課の項中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

第7条の表高校教育課の項第15号を次のように改める。

(15) 新設高校（学習時間選択制高校東部独立校（仮称））の開校準備に関すること。

第7条の表高校教育課の項第20号中「LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）及び高機能自閉症等」を削り、同表全国高等学校総合文化祭推進室の項を削る。

第7条の表義務教育課の項を次のように改める。

- (1) 県費負担教職員の任免等に関すること。
 - (2) 県費負担教職員の定数に関すること。
 - (3) 県費負担教職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
 - (4) 県費負担教職員及び県立学校教育職員の評価制度に関すること。
 - (5) 教育職員の免許状に関すること。
 - (6) 教育職員の免許法認定講習に関すること。
 - (7) 小中学校及び幼稚園の設置、廃止等に関すること。
 - (8) 小中学校の管理及び運営に関すること。
 - (9) 義務教育及び幼稚園教育に関する指導及び助言に関すること。
 - (10) 小中学校及び県立学校の生徒指導に関すること（生徒指導推進室）。
 - (11) 小中学校及び県立学校の学校安全に関すること（他課の所掌に属するものを除く。次号から第16号までにおいて同じ。）（生徒指導推進室）。
 - (12) 小中学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
 - (13) 小中学校の教職員の研修に関すること。
 - (14) 小中学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
 - (15) 幼児、児童及び生徒の就園奨励及び就学奨励に関すること。
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、義務教育に関すること。
- 第7条の表生涯学習課の項第5号を次のように改める。
- (5) 青少年の芸術及び文化の振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第7条の表文化財課の項第8号を次のように改める。

(8) 世界遺産に関すること（世界遺産室）。

第14条の6第1項の表中

所長	上司の命を受け、所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	を
課長	上司の命を受け、グループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	

所長	上司の命を受け、所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	に改める。
副所長	所長を補佐し、所長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。	
課長	上司の命を受け、グループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第 8 号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和59年島根県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第16号を第17号とし、第 4 号から第15号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第 1 号

本 庁
出先機関
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成20年 3 月28日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

第 8 条第 1 項中「組織規則第14条の 6 第 1 項に規定する課長」を「組織規則第14条の 6 第 1 項に規定する副所長及び課長」に「同条第 3 項に規定する企画幹」を「同条第 3 項に規定する調整監及び企画幹」に改める。

第12条の表中	教育センター所長	1 部長 2 あらかじめ所長が指定した企画幹	を
	図書館長 埋蔵文化財調査センター所長	1 調整監、総務振興グループ課長又は総務グループ課長	
	生涯学習推進センター所長 西部生涯学習推進センター所長 青少年の家所長 少年自然の家所長	1 総務広報グループ課長又は総務グループ課長	

教育センター所長	1 部長又は調整監	に改める。
図書館長	1 調整監又は総務振興グループ課長	
埋蔵文化財調査センター所長	1 副所長 2 総務グループ課長	
生涯学習推進センター所長 西部生涯学習推進センター所長 青少年の家所長 少年自然の家所長	1 総務広報グループ課長、総務グループ課長 又は総務担当課長	

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

島根県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

教育財産の管理等に関する規程（昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

第3条中「第30条」を「第31条」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。